

## 京都大学公開講座等企画委員会要項

- 第1 京都大学に、公開講座等企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 京都大学春秋講義、京都大学として実施するシンポジウム及び講演会その他の行事に関する事。
  - (2) 前号の行事による学術研究の成果等の学外への積極的な発信に係る方策等及び連絡調整に関する事。
  - (3) その他公開講座に関する事。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 総務担当の理事（以下「担当理事」という。）
  - (2) 本学の専任の教授 8名
  - (3) 総務部長
  - (4) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
  - 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 第6 委員会に関する事務は、総務部社会連携推進課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

- 1 この要項は、平成18年12月25日から実施する。
- 2 京都大学春秋講義企画委員会要項（平成12年3月21日総長裁定）は、廃止する。
- 3 この要項の実施後最初に委嘱する第3第1項第2号及び第4号の委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。ただし、当該委員のうち総長の指名する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。